

参庶文発第 23 号  
令和 2 年 10 月 23 日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



## 事務局文書不開示通知書

令和 2 年 10 月 1 日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

### 記

#### 1 不開示とした事務局文書の名称

質問主意書が提出された際の、参議院事務局の事務手続の内容が書いてある文書（質問主意書を提出した国會議員に対して転送及び答弁の日程を報告する手続を含むが、これに限らない。）（最新版）として、「質問主意書の提出手続について」及び「質問主意書及び答弁書の流れ」

#### 2 不開示とした理由

「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）」は、第 2 条において、開示の対象となる事務局文書を定義し、同条ただし書第 3 号において「立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの」が事務局文書から除外されることを定めている。そして、同号を受けて「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 2 条第 3 号の事務総長の指定に関する件（以下「事務総長の指定に関する件」という。）」が制定されている。

本件文書は、議員に対して質問主意書の提出手続等について説明するための資料であり、事務総長の指定に関する件第 3 号に定める「質問主意書に関する事項」に関する文書であることから、規程第 2 条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

なお、国会法第 74 条及び第 75 条は、議員が内閣に文書で質問するに当たっては、質問主意書を議長に提出し、議長が承認した質問主意書は、議長が内閣に転送する旨を定めており、質問主意書及び内閣の答弁書は参議院ホームページで公開されている。

（注）事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して 3 月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます

す。

(参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第13条、第14条及び第15条)

(担当) 文書課 電話03(3581)3111(内線74007~74010)

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）（抄）

（定義）

第2条 この規程において、「事務局文書」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの
- (3) 立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件（平成23年3月30日事務総長決定）

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）第2条第3号の事務総長の指定するものは、次に掲げる事項に関する文書とする。

- 1 議案その他の案件に関する事項
- 2 役員、委員及び会派に関する事項
- 3 質問主意書に関する事項
- 4 国会に対する報告書、勧告書、意見書等に関する事項
- 5 議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項
- 6 会議録に関する事項
- 7 公報に関する事項
- 8 その他立法及び調査に関する事項